2027 年度　臨床専門専修科生研修プログラム

講座名	小児歯科学講座
主任教授	新谷誠康
プログラム責任者名 （プログラムの管理・運営）	本間宏実（水道橋病院）、今井裕樹（千葉歯科医療センター）
プログラム修了時に資格要件を満たす学会認定等の名称	日本歯科専門医機構 小児歯科専門医 公益社団法人 日本小児歯科学会認定医 （２年間の研修終了時に、専門医や認定医を取得するために必要な研修単位の一部を取得可能）
研修期間（入学時期）	令和９年４月～令和 11 年３月（原則２年）
受入れ人数（総数）	水道橋病院・千葉科医療センター：若干名 ※小児歯科に関する知識の確認をする場合がある。
指導医	新谷誠康、櫻井敦朗、辻野啓一郎、本間宏実、田中亜生（水道橋病院） 今井裕樹（千葉歯科医療センター）
修了の認定要件	診療記録および資料の提出、口頭試問、保護者個別指導記録の提出

プログラムの目的

日本歯科専門医機構「小児歯科専門医」・日本小児歯科学会認定医取得に必要な教育研修単位の一部取得とケースプレゼンテーションに必要な口腔疾患に対する処置後の保健管理を継続した長期管理症例および咬合誘導症例などを経験することを目的とする。同時に、日本障害者歯科学会あるいは日本小児口腔外科学会認定医取得に必要な研修単位の一部を取得することを目的とする。

ユニット

小児歯科の臨床専門専修科プログラム

一般目標（GIO）

日本歯科専門医機構「小児歯科専門医」の資格を取得するために、知識、技能を修得する。

行動目標（SBOs）

１．小児患者（障害者を含む）と保護者へ適切な歯科的対応（ラポール形成や行動管理等）ができる。
２．小児患者と保護者に対する適切な医療面接、診察、検査、診断ができる。
３．治療計画の立案とそれに基づく的確な口腔保健指導、治療、継続的口腔管理ができる。
４．１歳６か月児・３歳児の歯科健康診査および保護者個別指導ができる。

方略（ＬＳ）

本学水道橋病院あるいは千葉歯科医療センターにて指導医の監督の下で臨床を行う。
口腔保健施設にて１歳６か月児･３歳児歯科健康診査、保護者個別指導等を指導医の課題合格後に行う。

評価（ＥＶ）

ケースプレゼンテーションと口頭試問　保護者個別指導記録の作成

プログラム修了時における小児歯科専門医等の具体的申請基準

１．申請時に学会会員歴５年以上継続、研修施設と認定された施設における教育研修 150 単位以上を取得すること（学会が主催する学術大会等での発表、学術雑誌への論文発表を含む）。
２．医療法に規定する小児歯科を標榜する医療機関で診療に従事し、専門医研修カリキュラムを修了していること。
３．１日に診察する小児患者数がおおむね 50%を越えていること。
４．日本歯科専門医機構が定める共通研修の必要単位を修得し、条件を充足していること。
５．小児歯科学会専門認定医委員会の実施する試験（２年以上の長期継続観察症例を含むケースプレゼンテーションおよび口頭試問が２症例、症例課題、客観試験）に完遂し合格すること。

以上の条件の内、１年間の研修によって教育研修単位 150 単位の一部を満たすことができる。
さらに、最長５年間の研修終了時には、申請基準のすべてを満たすことができる。

問い合わせ先	本間宏実（hommah@tdc.ac.jp）